


提出 順番	No. 1	令和 2 年 // 月 24 日 午前・ <u>午後</u> 2 時 05 分受領
----------	----------	--

令和 2 年 // 月 24 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 小田 新紀 

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
「改正給特法」に伴う教職員の働き方改革について	<p>国は本年 4 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」）の一部を改正する法律を施行しました。</p> <p>「在校等時間」の上限を月 45 時間、年 360 時間とするとともに、来年 4 月より、1 年単位の変形労働時間制の適用を可能とするものであります。</p> <p>この度の給特法改正は、長年の課題である教職員の長時間労働の解消に向けたものとしています。各自治体において、勤務時間の上限についての条例や規則が定まり、多くの学校で、労務管理と働き方改革が進むことを期待されているものと考えられます。</p> <p>しかしながら、今回の改正においては、「在校等時間」の正確な把握や遵守方法について学校現場内外より懸念が生じています。変形労働時間制導入では、その「在校等時間」の上限遵守が大前提でもあります。また、変形労働時間制では、正規の勤務時間を延ばす日も出てくるというものであり、働き方改革に逆行しているものではないかといった懸念も生じているところです。</p> <p>そもそも、教職員の長時間労働是正のための業務縮減は進んでいるのか。今回の法改正に伴い、教職員の働き方改革についての町の姿勢と取組について、以下の通り伺います。</p>

	<p>(1) 本年9月に、北海道より各自治体に対し「1年単位の变形労働時間制」に関わる意向調査が実施されました。本町ではどのように回答されたのか。また、その回答には、各学校現場の意見がどのように反映されたものになったのか。</p> <p>(2) 本町の現況において「在校等時間」の上限が遵守されている状況にあるのか。また「在校等時間」の把握方法として、町では勤怠管理システムが導入されているが、その運用における現状と課題は。</p> <p>(3) 「在校等時間」の縮減に向けた具体的な取組の進捗状況は。</p> <p>(4) 学校の働き方改革に関わり、国より「相談窓口」の設置が求められているが、本町の進捗状況は。</p> <p>(5) 学校の働き方改革に関わり、保護者や地域住民への周知の取組状況は。</p>
--	---

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。